

《 7月号に続き、第2弾 !! 》



インボイス制度って、私に関係があるの…

インボイス制度とは…

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります

▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

※売手をご自身、買手を売上先として、ご覧ください。

1. インボイス発行事業者になると…

- ◆ 登録の効力が失われない限り、

消費税の申告が必要となります。

基準期間の課税売上高(※1)が1,000万円以下になっても消費税の申告が必要です。

(注) 登録の取り消しをする場合や事業を廃止した場合は、届出書の提出が必要となります。

- ◆ 売上先(課税事業者)の求めに応じて、インボイス等を交付する義務があります。また、交付したインボイス等の写しを保存する義務があります。



2. インボイス発行事業者になるかの判断は？

売上先が消費者のみである。
(例：学習塾・美容師等)



はい

インボイス発行事業者になる必要はありません。



いいえ

事業者への販売の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する。



インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、参考にしてください



(※1) 基準期間は、課税事業者か免税事業者か、及び簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする基準となる期間原則として、個人事業者の基準期間は、課税期間の前々年)です。基準期間の課税売上高は、消費税が課税される取引金額の売上金額(税抜金額)と輸出取引などの免税売上金額の合計額をいいます。なお、売上返品、売上値引や売上の割戻し等に係る金額(税抜金額)がある場合には、上記の金額からこれらの合計額を控除した残額をいいます。

令和5年10月1日から、インボイス制度が始まります！